

# 高知県公報

発行 高知県 高知市丸ノ内一丁目2番20号  
発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

### 目次

告示	ページ
○道路の区域変更 (道路課)	1
○建築基準法による道路の位置の指定 (建築指導課)	1
○公有水面埋立てのしゅん功認可 (港湾・海岸課)	1

### 高知県選挙管理委員会告示

◎告示（公職選挙法の規定による個人演説会等を開催できる施設）の一部改正（8・31揭示） 2

### 告 示

### 高知県告示第754号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和2年9月11日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年9月11日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 県道
- 路線名 西土佐松野
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
四万十市西土佐大宮字スヂカイゼ1329番4から 四万十市西土佐大宮字ホウシケ谷口2686番まで	前	4.2	299
		8.4	
四万十市西土佐大宮字スヂカイゼ1320番2地先から 四万十市西土佐大宮字ホウシケ谷口2686	後	6.4	303
		10.4	

番まで

### 高知県告示第755号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。

令和2年9月11日

高知県知事 濱田 省司

地 名	地 番	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
香南市野市町東野字ソノ丸	547番2地先水路 (ただし、次の図に示す部分に限る。)	6.00	33.82	「次の図」は、省略し、高知県土木部建築指導課に備えて置いて縦覧に供する。

### 高知県告示第756号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により次のとおりしゅん功認可をしたので、同条第2項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、宿毛市役所に備え置き、この告示の日から起算して10年間閲覧に供する。

令和2年9月11日

高知県知事 濱田 省司

- しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
高知市丸ノ内一丁目2番20号  
高知県（高知県知事 濱田 省司）
- 埋立区域
  - 位置  
宿毛市新港706番4地先の公有水面
  - 区域  
次の各点を順次に直線で結んだ線及び点D-Z52と点B2-1とを結ぶ平成17年1月12日付け高知県指令16高港湾第390号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線（DLプラス1.89メートルにより決定）により囲まれた区域  
点B2-1 池島灯台（北緯32度55分13秒・東経132度41分09秒）から270度39分50秒677.234メートルの地点  
点B2-2 点B2-1から180度6分48秒4.550メートルの地点

- 点B2-4 点B2-2から88度46分16秒0.606メートルの地点
- 点B2-5 点B2-4から180度5分42秒16.307メートルの地点
- 点B2-3 点B2-5から239度29分37秒0.709メートルの地点
- 点D-Z52 点B2-3から239度27分20秒5.039メートルの地点

### (3) 面積

55.98平方メートル

- 埋立地の用途  
護岸用地
- 免許年月日及び免許番号  
平成23年3月1日  
高知県指令22高港海第11号
- しゅん功認可年月日  
令和2年9月11日

-----  
選挙管理委員会告示  
-----

高知県選挙管理委員会告示第63号

平成18年9月高知県選挙管理委員会告示第70号（公職選挙法の規定による個人演説会等を開催できる施設）の一部を次のように改正する。

令和2年8月31日（掲示済）

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

表中

「

大月町	つきなだ保育所	幡多郡大月町姫ノ井字沖の前700	〃
〃	大月町農村環境改善センター	幡多郡大月町弘見2018番1	〃

」

を

「

大月町	大月町農村環境改善センター	幡多郡大月町弘見2018番1	〃
-----	---------------	----------------	---

」

に改める。